毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





## 目 次

#### ◎ 告 示

- ○長崎県企画部関係補助金等交付要綱の廃止
- ○長崎県総務部関係補助金等交付要綱の一部改正
- ○長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正
- ・公有水面埋立ての免許
- ・証紙売りさばき人の指定の一部改正

## ◎ 公告

- 測量の終了
- ・建築協定廃止の認可
- 落札者等

## 所管課 (室)名

政策調整課

総務文書課

経営支援課

漁港漁場課

会 計 課

建設企画課

建築課

物品管理室

# 告 示

#### 長崎県告示第305号

長崎県企画部関係補助金等交付要綱(令和3年長崎県告示第716号)は、令和5年3月31日限り廃止する。ただし、令和4年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

令和5年4月7日

長崎県知事 大石 賢吾

## 長崎県告示第306号

長崎県総務部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第291号)の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年4月7日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後 改正前 別表 (第2条関係) 別表 (第2条関係) 学事振興課関係 学事振興課関係 補助金 交付の 補助事業の内容、補助率 補助金 交付の 補助 補助事業の内容、補助率 補助 の名称 目的 対象経費等 又は額 対象者 の名称 目 的 対象経費等 又は額 対象者 1~23 略 1~23 略 24 | 長崎県 | 私立専門 | 補助対象者が実 | 2分の | 私立の専 1 . た 修学校専 職業実 学校のう 施する職業実践 践専門 | ち実践的 | 専門課程として だし、 門課程を <u>課程促 な職業教 の活動に要する 50万円 設置して</u> 進事業 育に取り 経費 を限度 いる者の と<u>す</u>うち、同 <u>費補助 組む「職</u>

金	業問をるよ育更実 る と	<u>3.</u>	課「践程修専に職専の関規(年学示号めもうしさる程業門(「校課け実課定す程成部省第でれを一認でお業課専の程る践程にる」25科告33定たいと定い					
				<u>管</u> 其	事業者	交   新ナス拡の館校た設立自機等し事対用貸よをる支う  付   型 ウ 感大た又と県及学動、をて業し料付る軽た援。  の 的 コイ染防めはな有び校販売設い者、又料負減めを   の の の の の の の の の の の の の の の の の の	又は額別に定める基準によ	

# 長崎県告示第307号

長崎県中小企業対策資金貸付要綱(平成15年長崎県告示第710号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から適用する。ただし、この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けた

ものは、なお従前の例による。 令和5年4月7日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前			
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)			
(1)ア~ウ 略	(1)ア~ウ 略			
	工 経営安定資金 (経営力強化)			
	項目			
	融資目的 中小企業等経営強化法に基づく経営改善等			
	に取り組む企業を支援する。			
	融資対象 県内において事業を継続し、かつ、県税を			
	完納している中小企業者のうち、中小企業			
	等経営強化法に基づく認定を受けた経営革			
	新等支援機関の支援を受けながら、経営力			
	の強化を図る者			
	<u>資金使途</u> <u>運転資金、設備資金</u>			
	融資限度額 別枠5,000万円			
	<u>金利</u> <u>年1.85%以内</u>			
	融資期間 運転資金 5年以内(うち据置1年以内)			
	設備資金 7年以内(うち据置1年以内)			
	ただし、県制度融資からの借換の場合は、			
	それぞれ10年以内(うち据置1年以内)と			
	<u> </u>			
	<u>償還方法</u> 取扱金融機関の定めるところによる。			
	担保・保証 取扱金融機関又は保証協会の定めるところ			
	<u>人</u> による。			
	保証料 保証料率は、保証協会の定めるところによ			
	り、融資対象者の経営状況に応じて、下表 の9段階の中から設定する。			
	責任共有制度対象の場合			
	有担保 1.10% 1.00% 0.90% 0.70% 0.65% 0.60% 0.50% 0.35% 0.35%			
	無担保   1.20%   1.10%   1.00%   0.80%   0.75%   0.70%   0.60%   0.45%			
	<u>責任共有制度対象外の場合</u> (融資額に対する年率)			
	カテゴリ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨			
	有担保 1.35% 1.25% 1.15% 0.90% 0.75% 0.70% 0.60% 0.40% 0.40%			
	無担保 1.45% 1.35% 1.25% 1.00% 0.85% 0.80% 0.70% 0.50% 0.50%			
	なお、保証協会の定める定性要因を満たす			
	事業者については、上記保証料率から所定 の料率を割引く。			
	申込方法 取扱金融機関又は保証協会の定める方法			
	<u>申込先</u> <u>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀</u> 行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ			
	銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、			
	三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀			
	行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九			
	州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江			
	信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師			
	信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき			
	信用組合			
	備考 国の全国統一保証制度「経営力強化保証」			

## (2) 小規模企業者等対策貸付

イ 下請企業・協同組合振興資金

71 1. 明正	7 「明正未 一脚凹起口1次兴貝亚							
項目	内容							
略								
融資対象	次のいずれかに該当する者							
	(1) 略							
	(2)①~③ 略							
	④ 転貸資金の場合は、組合の理事全員							
	が連帯して保証することができる組合							
	⑤ 略							
略								

## (3

	MIL.								
3)	3) 緊急資金繰り対策貸付								
_	アー1 緊急資金繰り支援資金								
	項目	内容							
Ī	略								
	保証料	保証料率は、保証協会の定めるところに							
		より、融資対象者の経営状況に応じて、下							
		表の9段階の中から設定する。							
		(融資額に対する年率)							
		カテゴリ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨   有担保 0.80% 0.70% 0.60% 0.50% 0.30% 0.25% 0.20% 0.10% 0.00%   またま 日 8 8 9 0.20% 0.80% 0.20% 0							
		無担保 0.90% 0.80% 0.70% 0.60% 0.40% 0.35% 0.30% 0.20% 0.05%  ただし、経営安定関連特例保険1号から							
		4号、6号又は危機関連特例保険を利用す							
		5							
		8号を利用する場合は年率0%とし、観							
		光客(韓国)減少にかかる令和元年9月17							
		日以降の借入については、市町が利子補給							
		(0.4%以上に限る)を行う場合には年率							
		0%とする。							
		また、融資対象(3)において緊急資金繰り							
		支援資金(新型コロナウイルス感染症対							
		応) 等国からの保証料補助がある既保証を							
		含む資金を借り換える場合の保証料率は、							
		保証協会の定めるところにより、融資対象							
		者の経営状況に応じて、下表の9段階の中							
		から設定する。							
		(融資額に対する年率)							
		カテゴリ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨   <u>有担保</u> <u>1.20%   1.10%   1.00%   0.90%   0.70%   0.65%   0.60%   0.50%   0.35%   無担保   1.30%   1.20%   1.10%   1.00%   0.80%   0.75%   0.70%   0.60%   0.45%  </u>							

| 無担保 | 1.30% | 1.20% | 1.10% | 1.00% | 0.80% | 0.75% | 0.70% | 0.60% | 0.45% |

ただし、経営安定関連特例保険1号から 4号、6号を利用する場合は年率0.45%、 同保険5号、7号、8号を利用する場合は 年率0.40%とする。

なお、保証協会の定める定性要因を満た す事業者については、上記保証料率から所 定の料率を割引く。

#### 略

## アー2 緊急資金繰り支援資金 (伴走支援・借換)

項目	内容
略	

### の対象

## (2) 小規模企業者等対策貸付

イ 下請企業・協同組合振興資金

1 1 111117	人 网络拉拉斯
項目	内容
略	
融資対象	次のいずれかに該当する者
	(1) 略
	(2)①~③ 略
	④ 組合の理事全員が連帯して保証する
	ことができる組合
	⑤ 略
略	

### (3) 緊急資金繰り対策貸付

アー1 緊急資金繰り支援資金							
項目	内容						
略							
保証料	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)						

#### 略

## アー2 緊急資金繰り支援資金 (伴走支援・借換)

項目	内容
略	

取扱期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日		取扱期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日	
	までに保証申込を受付した分まで			までに保証申込を受付した分まで	
略			略		
特別対策分	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(4) 特別対策貸付			
ア〜エ 略			ア〜エ 略		
才 事業承約	<b>账資金</b>		才 事業承紅	<b>继資金</b>	
項目	内容		項目	内容	
略			略		
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、5年以内に事業承継予定又は事業承継後5年以内の者で、次のいずれかに該当するもの  ① 個人事業主から事業を承継した個人		融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県を完納している中小企業者のうち、5年内に事業承継予定又は事業承継後5年以の者で、次のいずれかに該当するもの(1) 被承継者の親族、役員又は従業員にる事業承継で、次のいずれかに該当す者 ① 個人事業主から事業を承継した個	
	又は会社 ② 代表者の交代による経営の承継を行う会社 ③ 事業承継のために設立された持株会社 ④ 被承継者の事業の承継を行う個人又は会社			又は会社 ② 代表者の交代による経営の承継をう会社 ③ 事業承継のために設立された持株: 社 (2) 被承継者の事業の承継を行う個人又に会社	
略			略		

#### 長崎県告示第308号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。 令和5年4月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての免許年月日 令和5年3月30日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名

名 称 長崎県

所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者氏名 長崎県知事 大石 賢吾

代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

- 3 埋立ての区域
  - (1) 位 置 対馬市厳原町豆酘字西神田2516番4の西側に接する地先公有水面
  - (2) 区 域 省略 (出願時縦覧図書のとおり)
  - (3) 面 積 38.49平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 位 置 対馬市厳原町豆酘字西神田2516番4の土地、2516番8の土地、2516番4に接する無地番の土地及 び対馬市厳原町豆酘字西神田2516番4、2516番8に接する地先公有水面
  - (2) 区 域 省略(出願時縦覧図書のとおり)
  - (3) 面 積 1,460.20平方メートル
- 5 埋立地の用途 物揚場用地

## 長崎県告示第309号

証紙売りさばき人の指定(昭和41年長崎県告示第752号)の一部を次のように改正し、令和5年3月31日から適用する。

令和5年4月7日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正後				改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地		NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在 市町村名
1 ~	1~19 略				1~19 略				
20					20	削除			
200	20の2~84 略					)2~84 略			

# 公 告

### 測量の終了(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、西海市長から公共測量(空中写真撮影)を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年4月7日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

	地	域	終了日
西海市(全域)			令和5年3月28日

#### 建築協定廃止の認可(公告)

建築基準法(昭和25年法律第201号)第76条の3第6項において準用する第76条第1項の規定により、建築協定の廃止を認可した。

令和5年4月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 認 可 対 象 つみず団地建築協定
- 2 認可年月日及び番号 令和5年3月28日 長崎県指令4建第289号

### 落札者等(公告)

落札者等について、次のとおり公告する。

令和5年4月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品名及び予定数量
  - 5入札第2号 船舶用燃料 (免税軽油)【単価契約】 予定数量 866,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 長崎県出納局物品管理室

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881

3 調達方法

購入

- 4 契約方法
  - 一般競争入札 (WTO)
- 5 落札決定日

令和5年3月30日

6 落札者

長崎市五島町2番27号

長崎県漁業協同組合連合会 代表理事会長 髙平 真二

- 7 落札価格 (消費税及び地方消費税を含まない額) 115.0円
- 8 入札公告日 令和5年2月17日
- 9 落札方式 最低価格

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

電話代表 (八二四) 二一一四